

川崎市上下水道ビジョン等策定推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 将来にわたり市民の生活を守る川崎の上下水道を目指し、今後30年から50年程度先の将来を見据えた概ね10年間を展望する川崎市上下水道ビジョン（以下「上下水道ビジョン」という。）及びその実施計画である川崎市上下水道事業中期計画（以下「中期計画」という。）の企画及び立案を行い、上下水道ビジョン及び中期計画に基づく施策の総合的な調整を行うため、川崎市上下水道ビジョン等策定推進会議（以下「策定推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 上下水道ビジョン及び中期計画に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 上下水道ビジョン及び中期計画の進行管理に関すること。
- (3) 上下水道ビジョン及び中期計画に基づく施策の調整に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 策定推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、策定推進会議を代表し、策定推進会議の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定推進会議の会議は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の

出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 策定推進会議に、第2条に掲げる所掌事務を円滑に行うため、部会を設置する。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 策定推進会議及び部会の庶務は、経営戦略・危機管理室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

委員長	上下水道事業管理者
副委員長	担当理事
委員	経営戦略・危機管理室長 総務部長 総務部担当部長（財務担当） サービス推進部長 水道部長 水管理センター所長 下水道部長 下水道部担当部長（下水道施設担当）

別表第 2 （第 6 条関係）

部会長	経営戦略・危機管理室長
副部会長	経営戦略・危機管理室の経営戦略・企画調整担当 の担当課長
部会員	庶務課長 財務課長 財務課の下水道財務・財源担当の担当課長 サービス推進課長 水道管理課長 水道計画課長 工業用水課長 水管理センターの水道施設管理担当の担当課長 下水道管理課長 下水道計画課長 施設保全課長